

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

## ＜社会福祉法人改革検証セミナー＞

# 充実残額の算定と充実計画策定について

平成30年2月21日

公認会計士 小野寺 高

# 目次

No	内 容	P.
1	充実残額算定と充実計画策定の目的	3
2	充実残額算定の概要	6
3	充実計画策定の概要	10
4	計画内容の適否	12
5	充実残額と充実計画の課題	13

# 充実残額算定と充実計画策定の目的（1）

目的 → 財務規律の強化！

＜社会福祉法人の財務規律について＞（社会保障審議会福祉部会）

公益性を担保する  
財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

## II 余裕財産の明確化

いわゆる「内部留保」＝「事業継続に必要な財産※1」＋「充実残額」

※1は、①現に活用している不動産等、②再取得に必要な財産、③必要な運転資金

## III 福祉サービスへの再投下

「充実残額」は、(1)社会福祉事業等投資額

(2)地域公益事業投資額

(3)その他の公益事業投資額

} 再投下計画

# 充実残額算定と充実計画策定の目的（2）

公益性を担保する  
財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

## II 余裕財産の明確化

「内部留保が多額に累積されている社会福祉法人！」という世間の評価

⇒ 全ての社会福祉法人が余裕財産の有無を明らかにし、説明責任を果たす。

毎年

## III 福祉サービスへの再投下＝余裕財産（「充実残額」）の再投下計画

### (1) 社会福祉事業等投資

- 社会福祉事業に関する
- ・施設の新設、増設
  - ・新たなサービスの展開
  - ・人材開発

### (2) 地域公益事業投資

無料または低額な料金で行う公益事業

### (3) その他の公益事業投資

制度上の福祉サービス以外の公益活動に財産を投下できる道を開き、公益活動が促進される。

# 充実残額算定と充実計画策定の目的（3）

## Ⅲ 福祉サービスへの再投下

〔計画〕

- (1) 社会福祉事業等投資
- (2) 地域公益事業投資
- (3) その他の公益事業投資

+

- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・公認会計士または税理士による計画の記載内容の確認
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表

# 充実残額算定の概要（1）

$$\cdot \text{充実残額} = \text{A活用可能な財産} - \text{B控除対象財産} (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

**A**活用可能な財産 は貸借対照表(B/S)から算出

$$\text{活用可能な財産} = \text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助金等特別積立金}$$

**B**控除対象財産は以下三つの合計

①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

- ・「法人が現に実施している社会福祉事業等に、直接または間接に供与されている財産」
- ・具体的判断は、勘定科目ごとに事務処理基準に示されている。

②再取得に必要な財産

- ・建物の建て替え費用
- ・大規模修繕に必要な費用
- ・設備、車両等の更新に必要な費用

③必要な運転資金

## 充実残額算定の概要（2）

貸借対照表(B/S)の構図 平成××年3月31日現在

資金の運用形態	資 産	負 債（支払義務有り）			
	流動資産	純	基本金	※1	他人調達
	固定資産		国庫補助金等特別積立金	※2	
	基本財産	資	その他の積立金	※3	自己調達 (返済不要)
	その他の固定資産		施設再整備積立金 大規模修繕積立金 設備整備積立金		
	産	次期繰越活動増減差額			

資金の調達源泉

- ※1 理事者等からの資金調達
- ※2 国・地方公共団体等からの資金調達
- ※3 経営の成果としての剰余金部分（自己で生み出した資金）  
= 「A 活用可能な財産」

# 充実残額算定の概要 (3)

「B 控除対象財産 (①+②+③)」の算定  
⇒ 事業継続に必要な財産を控除する

**B** 控除対象財産 = 事業継続に必要な財産

①	②	③
<p><b>社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・土地</li><li>・建物</li><li>・設備</li></ul> <p>※事務処理基準で勘定科目ごとに判断基準が示されている。</p> <p>(負債、基本金及び国庫補助金等特別積立金との重複を調整する)</p>	<p><b>再取得に必要な財産</b></p> <p>ア 将来の建替費用 ※建設単価上昇率を加味 ※自己資本比率を加味</p> <p>イ 大規模修繕費用 ※過去に行った大規模修繕額を控除(特例有り)</p> <p>ウ 設備車両等の更新費用</p>	<p><b>必要な運転資金</b></p> <p>賞与支払や緊急的な支出に備えるための最低限の手許資金</p> <p>↓</p> <p>法人単位の資金収支計算書における年間事業活動支出の3/12か月分</p>

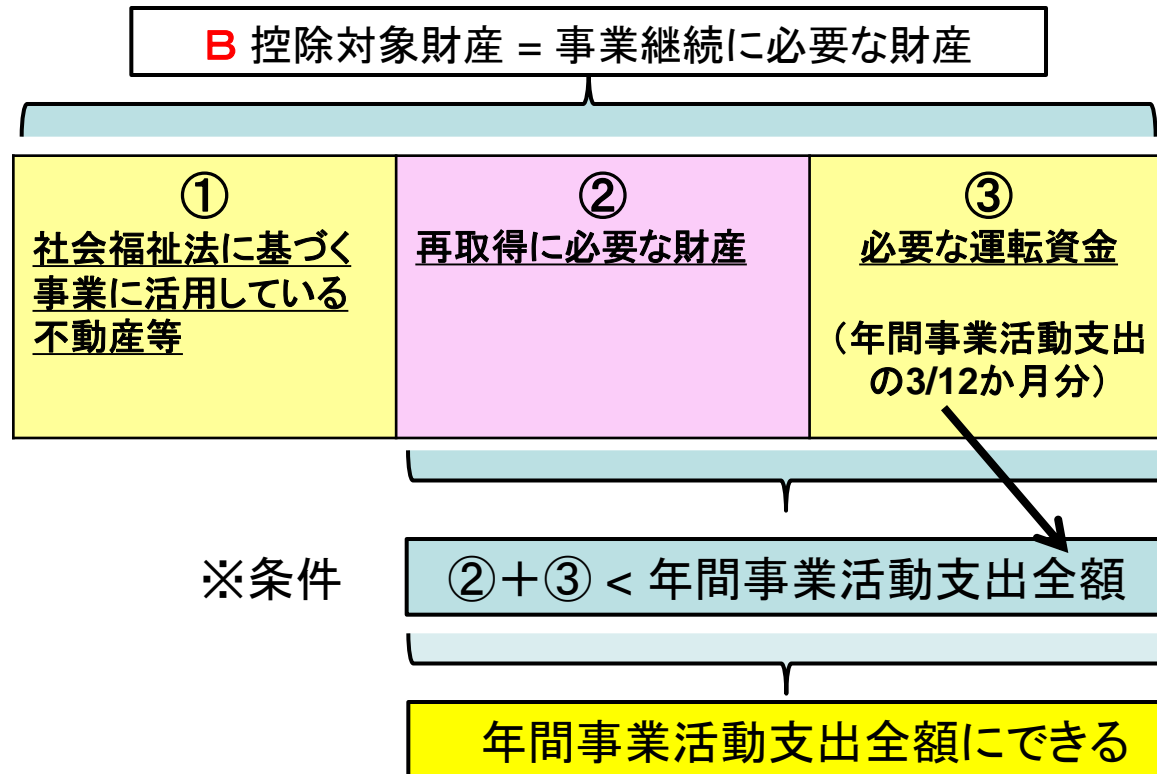


# 充実残額算定の概要（4）

＜建物等の価額が低い場合の特例計算＞

ただし、全ての社会福祉法人が、※条件に該当すれば適用可能

「**B** 控除対象財産（①+②+③）」の算定



# 充実計画策定の概要（1）

## （1）充実計画の記載内容

- ・事務処理基準別紙1を参照

## （2）計画の期間

- ・原則 ⇒ 5年間の期間
- ・5年で計画を終了することが困難であることにつき合理的な理由 ⇒ 最長10年

## （3）計画は「損益予算」ではなく「収支予算」

- ・固定資産の減価償却費ではなく、取得支出が資金計画の対象

## （4）計画の変更または中止

- ・あらかじめ、所轄庁の承認を受けての計画変更や計画終了が可能
- ・軽微な変更については所轄庁の承認不要

## （5）計画のプロセス

- ・計画の策定 ⇒ 専門家の意見聴取 ⇒ 評議員会の承認 ⇒ 所轄庁への申請  
⇒ 確定した承認社会福祉充実計画 ⇒ 充実計画の公表 ⇒ 計画に基づく事業実施  
⇒ 実績の公表努力

## 充実計画策定の概要（2）

社会福祉充実計画は、法第55条の2第1項で「既存事業の充実又は既存事業以外の新規事業の実施に関する計画」と定義されている。

→〔充実計画に盛り込むべき内容〕

(1)一定の対象者に対して、(2)受益的なサービスや給付等を、(3)新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出

### (1)一定の対象者

- ・事業の利用者
- ・法人職員
- ・地域住民

いずれかを明確に特定しなければならない

### (2)受益的なサービスや給付等

- ・上記対象者が具体的又は反射的に利益を享受すること

### (3)新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出

- ・新たにサービスや給付等を創設する
- ・これまでサービス水準を向上させる

・対象者の拡大  
・実施回数の増加  
・プログラム内容の充実  
・利用者の生活環境の改善 など

# 計画内容の適否

Q&A(vol.3)問42～55辺り参照

No,	事 例	適否
1	災害等に備えた積立金の積立、借入金の返済	
2	既存事業の赤字見込み額に充当	
3	退職職員の補充	
4	既存事業の充実を伴わない施設の建替、設備整備	
5	現状復旧のための修繕・補修費用	
6	現に有料で賃借している事業用土地の一部取得	
7	送迎用車両の買い替え	
8	建物の耐震化診断	
9	従業員向けの退職金等に係る共済制度や保険の加入	
10	公認会計士による会計監査や内部統制向上支援の実施	

# 充実残額と充実計画の課題（1）

## 充実残額算定上の課題

- 全国の社会福祉法人が簡便かつ公平に計算できる方法として高評価

（個別事由への対応）

**B** 控除対象財産 ②再取得に必要な財産 建物の建て替え費用

を算出するにあたって、次のような課題が示されている。

(1) 減価償却方法の選択による定率法と定額法の計算格差

(2) 再取得に必要な財産を減価償却累計額を基準に算定することから、無償・低廉譲受、中古資産、無償貸与不動産の再取得価格が不足する。

(3) 取壊し費用や仮設費用、移設費用が含まれていない。

# 充実残額と充実計画の課題（2）

## 財務分析の観点から

- ・充実残額の結果を理事会や評議員会にどう報告するか？

充実残額がない法人 ⇒

資金に余裕がない？ 経営危機？  
収益性が悪い？ 収益性が悪い？

無関係！

＜借入金を返済した場合＞（⇒充実計画を作るか否かの相違しかない！？）

貸借対照表			
現金預金	100	設備資金借入金	100
建 物	200	次期繰越活動増減差額	200
資産合計	300	負債・純資産合計	300



貸借対照表			
現金預金	0	設備資金借入金	0
建 物	200	次期繰越活動増減差額	200
資産合計	200	負債・純資産合計	200

$$\text{充実残額} = 200 - (200 - 100) = 100$$

- ・負債比率33.3%
- ・自己資本比率66.7%

$$\text{充実残額} = 200 - (200 - 0) = 0$$

- ・負債比率0.0%
- ・自己資本比率100%

## （財務分析の指標）

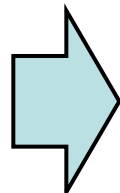
収益性分析	生産性分析	安全性分析
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利益率</li> <li>・人件費比率 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員1人当たり収入</li> <li>・職員1人当たり利益 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流動比率</li> <li>・自己資本比率、負債比率 等</li> </ul>

## 充実残額と充実計画の課題（3）

### 財務健全化と充実計画との優先順位

<借入金を返済した場合>

貸借対照表			
現金預金	100	設備資金借入金	100
建 物	200	次期繰越活動増減差額	200
資産合計	300	負債・純資産合計	300



貸借対照表			
現金預金	0	設備資金借入金	0
建 物	200	次期繰越活動増減差額	200
資産合計	200	負債・純資産合計	200

$$\text{充実残額} = 200 - (200 - 100) = 100$$

充実計画を策定する

$$\text{充実残額} = 200 - (200 - 0) = 0$$

充実計画は策定しない

- ・借入金の返済は、その分ダイレクトに充実残額を減額する！
  - ・借入金の返済は財務健全化につながる。  
(事業継続を願う経営者の意向)
  - ・借入金の返済は充実計画には認められていない。  
(充実計画の中で、借入金を返済して充実残額を減少させる計画は不可)
  - ・財務健全化のため借入金繰上返済は・・・  
(借入金繰上返済 ⇒ 充実残額の減少 ⇒ 充実計画の変更は受理される?)

# 充実残額と充実計画の課題（4）

## 施設会計の資金使途の壁

資金使途通知の改正が望まれる！

＜第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業及び公益事業への使途制限＞

介護事業、障がい事業	他の社会福祉事業等への繰入については、経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において可能
措置事業、保育事業	前期末支払資金残高

貸借対照表(法人全体)			
現金預金	100	設備資金借入金	50
建 物	400	○×積立金	150
○×積立預金	150	次期繰越活動増減差額	450
資産合計	650	負債・純資産合計	650



充実残額 あり	
活用可能な財産	600
活用不動産等	350(=400-50)
充実残額	250

充実残額  
250の資金  
使用計画

貸借対照表(措置拠点)			
現金預金	100	設備資金借入金	0
建 物	200	○×積立金	150
○×積立預金	150	次期繰越活動増減差額	300
資産合計	450	負債・純資産合計	450



充実残額 あり	
活用可能な財産	450
活用不動産等	200(=200-0)
充実残額	250

支払資金残  
高100しか  
使えない

貸借対照表(介護拠点)			
現金預金	0	設備資金借入金	50
建 物	200		
		次期繰越活動増減差額	150
資産合計	200	負債・純資産合計	200



充実残額 なし	
活用可能な財産	150
活用不動産等	150(=200-50)
充実残額	0

介護事業か  
ら150負担  
の計画策定